

桑野社労士&FP事務所だより

平成 26 年 10 月 10 日

第 55 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.info

京都府の最低賃金が、H26. 10. 22 から

時間当たり 773 円から 789 円に改定されます

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、「最低賃金法」に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度です。

平成 26 年 10 月 22 日から時間額 789 円という金額は「地域別最低賃金額」で、下表の特定(産業別)最低賃金額の対象産業に該当する場合は、下表の賃金額を支払わなければなりません。

対象産業	時間額	発効年月日
印刷業	最低賃金以下のため 773 円	
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業	842 円	H25.12.27
ポンプ・圧縮機器製造業、建設機械・鉱山機械等製造業	822 円	H20.12.21
電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機械器具製造業	840 円	H25.12.27
輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	849 円	H25.12.27
各種商品小売業	790 円	H25.12.27
自動車(新車)小売業	新たな金額が決まるまで、789 円	

こんな場合は？

○ 最低賃金額より低い賃金で契約した場合は？

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者・使用者の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

○ 使用者が最低賃金を支払っていない場合は？

使用者が労働者に最低賃金に満たない賃金しか支払っていない場合は、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は罰金(50 万円以下)、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は労基法に罰則(30 万円以下)が、定められています。

○ パート・アルバイトでも適用されますか？

臨時、パート、嘱託など雇用形態には、関係ありません。事業場で働く、全ての労働者とその使用者に適用されます。

○ 派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業所の所在地に関わらず、派遣先の最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金額を下回る賃金で雇ってもいい場合は

一般の労働者より著しく労働能力が低い場合などには、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める恐れなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。



1. 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い方
2. 試みの試用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

<以上、厚生労働省 HP から>

(裏面へ)

セカンド・ライフに向けて 13

五、健康管理

3. 医療費はいくら必要か

老後の健康というと、すぐ医療保険を思い浮かべます。しかし、その前に、私たちが加入している健康保険制度での保障を、確認してみましょう。お金がなければ医者にもかかれないという米国と違って、日本の医療制度は結構進んでいます。

(1) 私たちが負担するお金

被保険者の区分	負担割合
70歳に達する日の属する月以前である場合	100分の30
70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次項を除く）	100分の20 （現在100分の10）
70歳に達する日の属する月の翌月以降であって、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が28万円以上である場合	100分の30

(2) 70歳未満の高額療養費

私たちが負担した一部負担金や自己負担金が著しく高額である時は、「高額療養費」が支給されます。そのため、仮に100万円医療費がかかっても、実際の負担額は9万円弱で済みます。



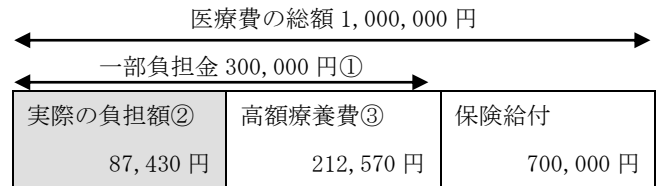
所得区分	算定基礎額	多数回該当
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
低所得者	35,400円	24,600円

上位所得者：療養のあった月の標準報酬月額が53万円以上の者をいう。

低所得者：地方税法の規定による市町村民税非課税者又は生活保護法に規定する要保護者をいう。

(例) 所得区分が一般の人が、一医療機関に入院し、同一月の医療費が1,000,000円かかった場合の高額療養費の額

- ① 一部負担金の額 : $1,000,000 \text{円} \times 30/100 = 300,000 \text{円}$
- ② 高額療養費算定基準額 (実際の負担額)
 $80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円}$
- ③ 高額療養費 : $300,000 \text{円} - 87,430 \text{円} = 212,570 \text{円}$
- 保険者にあらかじめ、「限度額適用認定書」の交付を受ける



(次回に続く)

事務所からひとこと

月刊社労士9月号「落ち込む二代目の励まし方」(童門冬時二著)から。創業(初代)と守成(二代目)のどちらが難しいかという問題は、現代でも企業のトップ層が頭を悩ます問題。

徳川二代将軍秀忠は、創業者の父家康があまりにも傑出していたため、家康のころから仕えている重臣たちに、どうしても比較された。重臣たちの秀忠評価は、「大御所様(家康)に比べて、決断力に乏しい。愚図だ。」という点で、一致していた。しかし、そういう評価に加わらない重臣もいた。土井利勝だった。土井家は、徳川が松平といって、三河(愛知県)の山奥の地侍だったころからの付き合いで、その意味では“主従”というより、“同志的結びつき”の色が濃い関係であった。利勝は、家康・秀忠・家光の三代に仕えた。こういう重みのある重臣が苦手な、若いシャープな感覚を重んずる家光は、利勝を大老(老中の一段上)にランクアップし、「これからは毎日来なくても良い。気分の良い日だけ勤務をするように」と告げた。人間巧者の利勝は、これを、(俺を遠ざける敬遠人事だ)と悟り、二度と江戸城にはいかなかった。

いつも創業者と比較され、愚図と追われて落ち込むことの多かった秀忠のために、利勝は「二代目の会」というのを設けた。黒田長政、細川忠興、蜂須賀家政、鍋島勝茂など、“名二代目”と言われる大名たちを集めて、「なぜ名二代目と言われるのか」という話しを、それぞれ話をさせた。自慢話は、ほとんどでない。皆、苦勞話ばかりだった。秀忠は、「二代目は初代から学ぶ」という利勝がこの会を設けた意図を知ったのだ。